

戸建木造住宅を地震に強くしませんか？

町では、戸建木造住宅の耐震化を進めるため、耐震診断に対する補助を実施しています。

また、耐震改修が必要とされた場合には、耐震改修に対する補助も実施しています。この機会にご活用ください。

① 耐震診断

対 象

- ①昭和56年5月31日以前に着工した戸建木造住宅
- ②在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建以下の住宅

自己負担額

3,400円（200平方メートルを超える住宅は自己負担額が異なります。）

② 耐震改修

対 象

耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された建築物

補 助 額

対象工事費（125万円まで）の22/25（条件により最大110万円）
※補助件数には限りがあります。補助金の交付申請の際には、事前相談をお願いします。

申請締切日

12月25日（木）まで〔※耐震診断・耐震改修とも同じ〕

☎ 建設課 営繕係 ☎46-1377

あなたの家のブロック塀 大丈夫ですか？

町では、通学路などに面した危険な状態のブロック塀を対象に、学童や通行する人の安全を確保するため、危険と判断されたブロック塀の除却に対して補助を実施しています。

対象ブロック塀

調査の結果、「要改善」または「緊急改善」の判定を受けたブロック塀

補 助 額

除却工事費の2/3（最大15万円）
要件を満たす場合には、補助金を上乗せできる場合があります。
※必ず事前に相談してください。事前調査が必要です。

申請締切日

12月25日（木）まで
☎ 建設課 営繕係 ☎46-1377

起業化計画を募集します

起業支援補助金制度

「起業支援補助金」は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする人を支援する補助制度です。補助金の交付を受けようとする人は、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

◆応募要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・町内に事業所を有する個人、団体または法人（個人の場合は、町内に住所を有することまたは有する見込みのあること）
- ・フランチャイズ・チェーンに加盟していない人
- ・町税などを滞納していない人

◆補助対象事業（一部掲載）

- ・新たに開始する事業であること（既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む）
- ・地域の資源（人材、技術力、原材料など）を活用して行う事業で、地域課題の解決など、町の活性化に資すると認められる事業であること
- ・継続が見込まれる事業であること
- ・宗教活動、政治活動および公序良俗に反する活動並びにこれらに類似する事業でないこと

◆補助対象経費

- ①施設設備費
- ②雇用経費（対象期間は3カ月以内）

※①・②のうち、他の補助制度から補助金などを受けたものがある場合は、その経費を除く。

◆補助額

補助対象経費の4分の3以内の額

◆補助限度額

200万円

※認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明がある人は、50万円を上限に加算することができる。

◆募集期間

6月2日（月）～7月18日（金）

※補助対象事業の要件、応募方法の詳細などについては、令和7年度南三陸町起業化計画募集要領をご覧ください。商工観光課備え付けのほか、町ホームページからもご覧いただけます。

☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

南三陸町民環境週間



6月1日からの1週間は「南三陸町民環境週間」です。

「地球温暖化」や「海洋プラスチックごみ」などさまざまな環境問題は「節電」や「ごみの分別」など皆さまのご協力が解決策となっています。

町民の皆さまの日々の暮らしの中で「自然豊かで美しい南三陸町」の環境保全のためにどのような行動が必要なのか、ぜひこの機会に考えてみてはいかがでしょうか。

☎ 農林水産課 環境係 ☎46-5528